低　圧　高　利　用　契　約

2025年４月１日　実施

中部電力ミライズ株式会社

Ⅰ　本　　則

１　適　　用

(1) この個別要綱の低圧高利用契約は，低圧で電気の供給を受けて，電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，原則として６（契約電力）に定める契約電力が30キロワット以上50キロワット未満であり，かつ，この個別要綱実施の際現に個別要綱の低圧高利用契約（2024年４月１日実施）の適用を受けている場合に適用いたします。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) この個別要綱は，基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）とあわせて適用いたします。

２　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，１需要場所について１需給契約を結びます。

(1) 基本要綱の次の契約種別とこの個別要綱とをあわせて契約する場合

臨時電灯，臨時電力

(2) この個別要綱以外の個別要綱にとくに定めのある場合

３　供給の単位

当社は，原則として，１需給契約につき，２供給電気方式，２引込みおよび２計量をもって電気を供給いたします。

４　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，次のとおりといたします。

(1) 電灯または小型機器

基本要綱16（従量電灯）(2)のとおりといたします。

(2) 動　　力

基本要綱18（低圧電力）(2)のとおりといたします。

５　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

６　契 約 電 力

契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

なお，契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(1) 電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は，原則として次のいずれかによってえた値といたします。この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

イ　契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに基本要綱別表１〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表５（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により電灯または小型機器の基準電力を定めることを希望される場合には，電灯または小型機器の基準電力は，イにかかわらず，基本要綱16（従量電灯）(3)ロに準じて定めます。

(2) 動力の基準電力

動力の基準電力は，基本要綱18（低圧電力）(4)に準じてえた値といたします。

７　季 節 区 分

季節区分は，次のとおりといたします。

(1) 夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

８　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表３（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,418円07銭

(2) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	20円01銭	18円19銭

(3) 力率割引および割増し

別表４（力率の算定）によって算定された値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

９　使用電力量の算定

使用電力量は，託送約款等に定めるお客さまの電灯または小型機器の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量と動力の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量の合計といたします。この場合，それぞれの供給地点に係る使用電力量の算定は，基本要綱24（使用電力量の算定）に準ずるものといたします。

10　帳票発行手数料

(1) 当社は，次のいずれかに該当する場合には，原則として，各帳票の発行につき，(2)に定める帳票発行手数料を，お客さまに支払っていただきます。

なお，帳票発行手数料は，帳票発行の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。

イ　お客さまが，書面による請求書の発行を希望され，当社が請求書を発行した場合

ロ　お客さまが，基本要綱28（料金その他の支払方法）(1)ロに該当し，当社が振込用紙を発行した場合

(2) 帳票発行手数料は，次のとおりといたします。

イ　(1)イの場合

１料金の算定期間および１契約につき	100円00銭

ロ　(1)ロの場合

１料金の算定期間および１契約につき	220円00銭

11　そ　の　他

(1) その他の事項については，次に定める場合を除き，基本要綱の低圧電力にかかわる規定によります。

イ　基本要綱６（需給契約の申込み）(2)に定める事項については，適用いたしません。

ロ　基本要綱34（供給の停止）(2)に定める事項については，従量電灯に準ずるものといたします。

(2) この個別要綱の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ　実 施 細 目

１　適 用 範 囲

本則６（契約電力）(1)の電灯もしくは小型機器の基準電力または本則６（契約電力）(2)の動力の基準電力が，50キロワット以上となる場合は，この個別要綱を適用いたしません。

２　契 約 電 力

(1) お客さまの希望により電灯または小型機器に当該一般送配電事業者等の電流制限器等を取り付ける場合は，本則６（契約電力）(1)の電灯または小型機器の基準電力は，次のイまたはロにより算定いたします。この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

なお，電流制限器等とは，基本要綱16（従量電灯）(3)イ(ﾛ)における電流制限器等をいいます。

イ　電流制限器を取り付ける場合

$$\text{入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)} = \text{電流制限器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times 100\text{ﾎﾞﾙﾄ} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　電流を制限する機能を有する計量器を取り付ける場合

$$\text{入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)} = \text{制限される電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times 100\text{ﾎﾞﾙﾄ} \times \frac{1}{1,000}$$

(2) 別表１（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，本則６（契約電力）(1)にかかわらず，電灯または小型機器の基準電力は，次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は，イによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値＋ロによってえた値×0.1

イ　契約負荷設備のうちの電灯または小型機器（夜間蓄熱式機器を除きます。）について，本則６（契約電力）(1)に準じてえた値

ロ　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

なお，イおよびロによってえた値は，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

(3) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で，お客さまの希望により電灯または小型機器（夜間蓄熱式機器を除きます。）について当該一般送配電事業者等の電流制限器等を取り付けるときは，(2)にかかわらず，(2)イの値は，(1)に準じて算定いたします。

(4) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で，お客さまが契約主開閉器により本則６（契約電力）(1)の電灯または小型機器の基準電力を定めることを希望されるときは，(2)にかかわらず，電灯または小型機器の基準電力は，本則６（契約電力）(1)ロに準じて算定いたします。この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

３　夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器とは，主として夜間時間に通電する機能を有する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(2) 「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ　(3)の場合で，当該一般送配電事業者等が夜間時間以外の時間または毎日午前１時から午前６時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

(3) 特別の事情がある場合は，お客さまとの協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直

接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また，夜間時間以外の時間または毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

(4) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(5) 当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

４　そ　の　他

(1) 夜間時間以外の電気または毎日午前１時から午前６時まで以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(2) お客さまが，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，基本要綱44（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算）(1) イ，ロ，ハ，ニおよび(2)にかかわらず，特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。なお，供給約款を変更した場合には，変更後の約款といたします。）45（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算）に準じ，電灯または小型機器については従量電灯として，動力については低圧電力として，料金および工事費の精算を行ないます。

附　　則

１　実 施 期 日

この個別要綱は，2025年４月１日から実施いたします。

２　需給契約の単位にかかわる取扱い

１需要場所において，次の契約種別とこの個別要綱とをあわせて契約する場合は，本則２（需給契約の単位）にかかわらず，この個別要綱による電気の供給と供給約款による電気の供給をあわせて受けることができます。

供給約款の臨時電灯のうちの１契約種別，供給約款の臨時電力，供給約款の農事用電力

別　　表

１　夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは，次のいずれにも該当する小型機器をいいます。

⑴　主として夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。

⑵　⑴の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

２　燃料費調整

⑴　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0275

β＝0.4792

γ＝0.4275

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均

原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45{,}900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45{,}900\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	23銭3厘

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

３　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

4　力率の算定

力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{力率（パーセント）}=\frac{\text{(1)の電灯または小型機器の力率（パーセント）}\times\text{電灯または小型機器の基準電力}+\text{(2)の動力の力率（パーセント）}\times\text{動力の基準電力}}{\text{電灯または小型機器の基準電力}+\text{動力の基準電力}}$$

(1) 電灯または小型機器の力率

電灯または小型機器の力率は，100パーセントといたします。

(2) 動力の力率

イ　動力の力率は，電気機器の力率をそれぞれの入力によって，ロにより加重平均してえた値といたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。ただし，基本要綱18（低圧電力）(4)ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は，100パーセントといたします。

ロ　加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）}=\frac{100\text{パーセント}\times(\text{電熱器総容量})+90\text{パーセント}\times(\text{力率90パーセントの機器総容量})+80\text{パーセント}\times(\text{力率80パーセントの機器総容量})}{\text{機器総容量}}$$

5　契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場

合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき　50ボルトアンペア

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

1差込口につき　100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。